第２のＦのオクタナールの目の次に次のように加える。

オクタン酸

オクタン酸は、着香の目的で使用する場合及び過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。

第２のＦのオレイン酸ナトリウムの目の次に次のように加える。

過酢酸

過酢酸は、過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。

過酢酸製剤

過酢酸製剤は、牛、鶏及び豚の食肉、果実並びに野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。

過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、鶏の食肉にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき2.0ｇ以下、牛及び豚の食肉にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき1.80ｇ以下、果実及び野菜にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.080ｇ以下並びに１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸として、鶏の食肉にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.136ｇ以下、牛及び豚の食肉にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.024ｇ以下、果実及び野菜にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.0048ｇ以下でなければならない。

第２のＦの次亜塩素酸ナトリウムの目の次に次のように加える。

次亜臭素酸水

次亜臭素酸水は、食肉の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。

次亜臭素酸水の使用量は、臭素として、食肉（食鳥肉を除く。）にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.90ｇ以下、食鳥肉にあっては浸漬液又は噴霧液１kgにつき0.45ｇ以下でなければならない。

第２のＦのピロリン酸の目の次に次のように加える。

１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸

１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸は、過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。

# 官庁報告

## 国家試験

### 第68回獣医師国家試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う第68回獣医師国家試験に関し、次のように公告する。

平成28年10月６日　　農林水産大臣　山本　有二

1　試験の日時

平成29年２月14日（火曜日）　９：30～16：50

平成29年２月15日（水曜日）　９：30～15：00

2　試験の場所

| 試験地 | 試験の場所 |
|---|---|
| 北海道 | 北海道札幌市中央区北４条西５丁目　アスティ45　16階<br>（会議・研修施設ＡＣＵ） |
| 東京 | 東京都江東区有明３－５－７　ＴＯＣ有明４階 |
| 福岡 | 福岡県福岡市博多区博多駅前４－２－25　代々木ゼミナール福岡校 |

3　試験の種類等

⑴　試験の種類

試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

⑵　試験の科目

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年９月４日獣医事審議会決定）による。

⑶　試験の出題数

必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。

⑷　試験の方法

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。

4　受験資格

⑴　現行の大学の獣医学の正規の課程（６年制）を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業すると見込まれる者を含む。）

⑵　昭和53年４月１日から昭和59年３月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

⑶　大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和28年３月から昭和53年３月までに卒業した者

⑷　昭和53年３月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和53年４月１日以降に卒業した者

⑸　外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が獣医師法第12条第１項第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑹　獣医師国家試験予備試験に合格した者

⑺　学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第３条第１項の規定により旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年３月以降に卒業した者又は同項の規定により旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの獣医学科を昭和26年３月に卒業し、かつ、その学校の専攻科１年の課程を修め、これを昭和27年３月までに卒業した者

⑻　獣医師法附則第６項、第７項若しくは第18項又は旧獣医師法（大正15年法律第53号）第１条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、４年以上獣医師としての経験がある者

5　受験手続

⑴　提出書類等

①　全ての受験者が提出する必要があるもの

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

②　４の⑴に該当する者が提出する必要があるもの

卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書の提出ができない者にあっては卒業見込証明書。この場合においては、平成29年２月10日（金曜日）までに、卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出すること。）

③　４の⑵に該当する者が提出する必要があるもの

卒業証明書及び修了証明書